

平成 2 6 年度 別海町の人事行政の運営状況について

平成 2 7 年 7 月
別 海 町

別海町では、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 8 条の 2 の規定及び別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況について以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

①職員の採用及び退職者の状況（平成 2 6 年度）

区 分	採用	退 職 者				
		定年	勸奨	普通	死亡	計
一般会計	12	9	0	6	0	15
他会計	7	0	0	4	0	4
計	19	9	0	10	0	19

②部門別職員の状況

（平成 2 6 年 4 月 1 日現在 単位：人）

区 分		職員数		
		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	増 減
福祉関係を除く 一般行政職	議会	3	3	0
	総務	53	54	1
	税務	11	10	△ 1
	農水	29	30	1
	商工	8	8	0
	土木	27	29	2
	小計	131	134	3
福祉関係	民生	52	56	4
	衛生	23	23	0
	小計	75	79	4
一般行政計		206	213	7
特別行政	教育	50	52	2
公営企業等	病院	83	89	6
	水道	7	8	1
	下水道	4	4	0
	その他	75	58	△ 17
	小計	169	159	△ 10
総合計		425	424	△ 1

③年齢別職員構成の状況

（平成 2 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	平成 26	5	24	43	32	44	54	69	33	41	38	38	3	424
	平成 21	5	10	30	51	51	61	36	42	39	45	62	1	433

2 職員給与の状況

①人件費の状況（平成26年度決算統計）

区 分	歳出額 A（千円）	人件費 B（千円）	人件費率 B/A（％）
一般会計	16,247,316	2,284,271	14.1
国民健康保険特別会計	2,546,637	27,185	1.1
下水道事業特別会計	633,226	14,014	2.2
介護サービス事業特別会計	472,961	267,164	56.5
介護保険特別会計	981,183	88,148	9.0
後期高齢者医療特別会計	158,931	18,210	11.5
病院事業会計	2,309,173	1,126,656	48.8
水道事業会計	1,180,529	52,546	4.5
合計	24,529,956	3,878,194	15.8

②職員給与費の状況（平成26年度当初予算）

区 分	職員数 A	給与費（千円）				一人当たり給与費 B/A 千円	備 考
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
一般会計	285	1,029,000	173,630	358,000	1,560,630	5,476	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含む。
下水道事業特別会計	4	9,010	1,780	3,100	13,890	3,473	
介護サービス事業特別会計	40	144,769	19,170	48,676	212,615	5,315	
病院事業会計	85	415,612	179,991	142,660	738,263	8,685	
水道事業会計	7	27,162	3,079	9,745	39,986	5,712	
合計	421	1,625,553	377,650	562,181	2,565,384	6,094	

※ 職員手当には、退職手当は含まない。

③職員の平均給料月額、平均給与（給料及び諸手当を含むもの）月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等 技能労務職	保健師・看護師 等の医療職	薬剤師等の 医療技術職	医師
平均給料月額	297,600 円	318,200 円	307,100 円	300,900 円	1,161,300 円
平均給与月額	352,475 円	341,560 円	382,254 円	374,088 円	3,279,703 円
平均年齢	40歳1ヶ月	50歳4ヶ月	41歳2ヶ月	39歳10ヶ月	50歳2ヶ月

④職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		学歴別	初任給	経験年数ごとの平均給料月額		
				10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	26年度	大卒	172,200 円	268,129 円	313,100 円	366,718 円
		高卒	140,100 円	221,560 円	275,563 円	327,393 円
	25年度	大卒	172,200 円	269,785 円	314,190 円	363,811 円
		高卒	140,100 円	224,266 円	277,550 円	312,300 円

⑤特別職の報酬等

町長・副町長・教育長の報酬月額、平成19年7月1日から当分の間

5%～10%の削減をしております。(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額（円）	期末手当	区分	報酬月額（円）	期末手当
町長	847,000（減額前） 762,300（減額後）	6月期 1.90月分 12月期 1.95月分	議長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 2.60月分
副町長	679,000（減額前） 611,100（減額後）	計 3.85月分	副議長	245,000	計 3.85月分
教育長	611,000（減額前） 580,450（減額後）		常任委員長	219,000	
			議員	193,000	

⑥職員手当の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	内容		金額等（円）
扶養手当	配偶者		13,000
	配偶者以外	1人につき	6,500
		職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人のみ	11,000
	16歳から22歳までの加算（特定扶養）		5,000
住居手当	持家		10,000
	借家（家賃が12,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給）		限度額 27,000
通勤手当 （通勤距離片道2km以上の者）	交通機関利用		限度額 45,000
	自家用自動車等利用	片道距離 2km以上～5km未満	2,000
		5km以上～10km未満	4,100
		10km以上～15km未満	6,500
		15km以上～20km未満	8,900
		20km以上～25km未満	12,000
		25km以上	15,000
管理職手当	医師職 給料の100分の18		
	部長職		60,000
	次長職		50,000
	課長職		46,000
	主幹職		37,000
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。		
地域手当	実務研修のため国又は北海道の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額の100分の6に相当する額を支給する。		
期末・勤勉手当	6月期	期末手当 1.225月分	計 1.90月
		勤勉手当 0.675月分	
	12月期	期末手当 1.375月分	計 2.05月
		勤勉手当 0.675月分	
寒冷地手当	11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。		
	世帯主	扶養親族のある職員	26,380
		その他の世帯主である職員	14,580
	その他の職員		10,340
退職手当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続10年	5.52月分	9.2月分
	勤続20年	21.62月分	27.025月分
	勤続25年	30.82月分	36.57月分
	勤続35年	43.7月分	52.44月分
	最高限度	52.44月分	52.44月分

⑦ラスパイレス指数の状況

	平成 2 6 年 4 月 1 日現在
別海町	96.8
類似団体平均	94.8
全国町平均	95.6

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 勤務時間の状況（平成 2 6 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
3 8 時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 ） 13時00分	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1 2 月 3 1 日から翌年 1 月 5 日まで

※ 勤務場所により異なる労働形態があります。

② 休暇の種類

年次休暇	1 暦年 2 0 日間（残日数 2 0 日を限度として翌年に繰越）
病気休暇	2 暦年 9 0 日間
特別休暇	3 ・忌引休暇（配偶者 1 0 日・父母 7 日・子 5 日・祖父母 3 日等） ・結婚休暇（5 日）・子の看護休暇（5 日） ・配偶者出産休暇（3 日） 等
介護休暇（無給）	1 職員の近親者の負傷、疾病または老齢のため日常生活を営むことに支障がある場合（6 ヶ月以内の必要と認める期間）
組合休暇（無給）	1 職員が任命権者の承認を得て、承認された職員団体または労働組合の運営のために必要不可欠な業務ないし活動に従事する期間

4 職員の分限及び懲戒処分状況

① 分限処分の状況（平成 2 6 年度）

処分事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職
勤務実績がよい場合	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合	0 件	0 件	9 件
職に必要な的確性を欠く場合	0 件	0 件	0 件
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件	0 件	0 件

※分限処分とは、勤務実績がよい場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

② 懲戒処分状況（平成26年度）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件
職務上の義務に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件
処分人数	0 人	0 人	0 人	0 人

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分のこと。

5 職員の服務の状況

別海町事務取扱規程の中に職員の服務の基本概念を定め、町民の奉仕者としての観念に徹し、公共の利益のため勤務するよう職員に周知徹底を図っております。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 職員の研修

実施機関	研修内容	受講者数
北海道市町村職員研修センター	管理能力研修	3 人
	指導能力研修	4 人
	税務事務・基礎研修	1 人
	税務事務・応用研修	1 人
	自治体法務（解釈・応用）	1 人
	法令実務・応用研修	1 人
	政策形成基礎講座	1 人
	自治体の契約事務	1 人
	クレーム対応	2 人
	コーチング	1 人
	プレゼンテーション	1 人
	コミュニケーション向上	1 人
北海道市町村振興協会	北海道・市町村交流職員研修会	3 人
農 林 水 産 省	農村政策研究会	1 人
日本電信電話ユーザ協会	新入職員ビジネスマナー研修	3 人
	フォローアップ（電話対応）研修	3 人
北 海 道	道内市町村BCPセミナー	1 人
北 海 道 町 村 会	研修講師養成講座	2 人
	研修講師研究会（フォローアップ研修）	2 人
	法務専門研修	2 人
	全国町村総務担当部課長研修会	1 人
根 室 町 村 会	新規採用職員研修	11 人
	初級職員研修	14 人
	中級職員研修	14 人
	法務基礎研修	15 人
別海町	新規採用職員研修	8 人
	新規職員酪農体験型研修	8 人
	人事評価制度導入研修	108 人
合計		214 人

② 勤務成績の評定

実施状況	評価方法	評価結果の活用	対象者
定期的に評定	能力評価・業務評価以外の手法による評価	昇給及び勤勉手当の支給率に反映	全職員

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の福利厚生

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っております。

なお、(財)北海道市町村職員福祉協会に対する公費負担状況は以下のとおりです。

会員数	公費負担額	公費負担率	一人あたり公費負担額
411	1,129,000 円	50.1%	2,747 円

※ 北海道市町村共済組合及び福祉協会の詳しい事業内容については、共済組合及び福祉協会のホームページをご覧ください。

② 職員の健康診断の実施状況（平成26年度）

健康診断の種類	受診者数
総合健診	295 人
定期健診	250 人

③ 公務災害等の状況（平成26年度）

区分	申請件数	認定件数
公務災害	9 件	8 件
通勤災害	0 件	0 件